使用貸借　宅建 H09-08-1　≪#557≫

【問】 正誤をつけよ。

　Aが、親友であるBから、B所有の建物を「2 年後に返還する」旨の約定のもとに、無償で借り受けた。Bが、Aの借受け後に当該建物をCに譲渡し登記を移転した場合、Cは、Aの借受け時から 2 年間は、Aに対し当該建物の返還を請求することはできない。

【答え】 誤り

≪ポイント≫　使用貸借 【宅建　たまに訊かれる】

借主は、使用借権を、目的物の新所有者に対抗できない。

民法上、使用借権には、賃借権のような対抗要件に関する規定はない。

使用借権には、借地借家法の適用はない。

不動産登記法上、使用借権は登記できない。